

## 令和3年度 第1回 藤沢市介護保険運営協議会

### 議題(1) 介護保険運営協議会の役割【資料1】

項目	質問等	回答
1	<p>地方自治法のもとの付属機関である当協議会と地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営協議会を「一体的に実施」とは、具体的に同様な基準や位置づけで総括されるのでしょうか。</p>	<p>介護保険運営協議会として一体的に実施しているため、議事運営における基準や取決めなどの基準は同一となります。</p>
2	<p>①現在、各地域包括支援センターの事業の質の評価をどのような方法で行っていますか。 ②また、これまで、各地域包括支援センターに必要な措置を講じたことはありますか。</p>	<p>①質の評価につきましては、包括的支援事業として人員配置や運営内容はもちろんのこと、地域の実態把握やネットワークの構築についての方法や工夫を確認し、支援につきましても権利擁護や虐待・困難事例に対して緊急性やチームアプローチの視点から専門性を活かした支援が行われているか、また、介護予防ケアマネジメント事業につきましてもプランニング、モニタリング、終結の過程に基づいた適切な事業実施が行われているか、運営責任者、管理者と中間、期末と年に2回、地域包括支援センターの事業に対して評価を実施しております。 ②これまで、地域包括支援センターに対しては、改善が必要な事項が見つかった時に市が指導を実施し、実施後は指導の指摘に基づいた課題に対して、月一回、定期的に研修会を行い、職員に対して支援を実施しております。</p>
ご意見	<p>前年度は、コロナの影響でリモート会議となり、活発な審議などがされていない部分もありましたが、今年度は充実した審議ができればいいなと思います。</p>	
ご意見	<p>通年委員長には医師会より、副委員長には、歯科医師と薬剤師の交互での選出だったと思うので、宜しくお願い致します。</p>	
ご意見	<p>介護保険の適正な運営の為には、多種多様な意見を上げ、審議する場を持つことが必要と考えます。</p>	

議題(2)「いきいき長寿プランふじさわ2023(藤沢市高齢者保健福祉計画・第8期藤沢市介護保険事業計画)」について

項目	質問等	回答
3	この事業計画は、令和元年5月の実態調査から2年弱をかけて2025年、2040年の世代の変化点を念頭に取りまとめられ、市民の視点でまとめていただいた素晴らしいプランと存じます。これを運用する予算の原資として介護保険事業運営基金の有効活用が困難とは、どのように理解すれば宜しいのでしょうか。	<p>介護保険事業運営基金は、会計上、発生した余剰金を積み立て、財源不足時に取り崩しを行い、保険料に充当するために設置される基金になります。</p> <p>積立残高がある場合には、最低必要と認められる額を除いて活用することにより、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料額を抑制することができます。</p> <p>前回の計画(H30～R2)における運営基金の活用としては、19億6千3百万円を取り崩すこととしていましたが、今回の計画(R3～R5)では、残高不足から、7千8百万円の取り崩しを見込んでいます。</p>
4	今回のプランに関して、市民の方々、関係者の方々の反応はどうか。市として把握していることがあれば教えてください。	<p>本年6月2日に開催しました藤沢市高齢者施策検討委員会において、市民や団体代表の方に、この計画の報告をさせていただいたところ、認知症の早期対応ができる体制の強化を求め、介護人材の確保・定着に向けた取組の推進やコロナ禍による危惧など様々なご質問やご意見をいただいています。</p>
5	資料2のP3の介護保険料の算出についてですが、第7期と第8期での保険料(基本月額)が、国平均で+145円、県平均で+291円であるのに対して、藤沢市では+800円になっています。理由として要支援・要介護認定者数の増加及び介護保険サービス利用者の伸びとありますが、第7期と第8期で要介護・要支援認定者が1万2千人増加見込みですので第7期の一人平均の給付額から計算すると保険給付見込額は、約870億円程度となりますが、見込額が942億1千万円した理由を詳しくご説明いただきたい。また今後どのように保険料増額を抑えていくのかについてもうかがいたい。	<p>見込額につきましては、国の見える化システムを活用し、整備を含む各サービスの見込人数等による伸びによる給付費等を算出しているもので、増額になっている主なサービスとしましては、訪問介護・入浴や訪問看護、住宅改修などになります。</p> <p>保険料増額の抑制についてですが、給付費が増額になる要因を分析し、適正化に向けて取組むことが大事であると考えています。具体的には、ケアプラン点検をはじめとして、認定調査票の全件確認、専門職による住宅改修点検などの取組の推進を図っていきます。</p>
ご意見	策定委員として「いきいき長寿プランふじさわ2023」に係りましたが、市民の反応は今ひとつという感じがしました。パブリックコメントについてももうすこし意見が集まると思いましたが、今後はより広く市民に関心を持ってもらうようにして、意見を求めていけばいいと思う。	
ご意見	介護保険料は、国・県よりも低く抑えられているが、引き続き抑えこみをお願いしたいです。	

ご意見	現況と、令和5年度までの支援体制や、高齢者の推移を予測できることで、ケアマネジメントにおける体制づくりに必要であり、また計画の実行が適正になされているかの審議は必要と考えます。	
-----	--	--

議題(3) 地域包括支援センター活動報告【資料3】

項目	質問等	回答
6	地域包括支援センターとCSWの連携が進んで好ましい効果を上げているとのことですが、CSWはどこに属しており、何名配置されているのでしょうか。また、このCSWの配属人数を増やして、更なる相乗効果の期待は可能でしょうか。	市内のCSWについては、藤沢市社会福祉協議会に属し、現在14名(13地区各1名及び管理職1名)の配置となっています。配置人数については、令和2年度中に13地区への配置が完了したところであり、この人員配置での効果及び課題を検証している段階となっております。
7	①コロナ禍での活動、様々な創意工夫を行っていると思われませんが、具体的な活動を教えてください。 ②また、ワクチン接種の申込みについて、高齢の方々、それぞれ大変かと思われませんが、センターとして、独自に相談・支援等を行っているのか教えてください。	①令和2年度の活動報告の相談件数は前年度同期と比べ新規人数は減っておりますが、継続件数は増加しており、コロナ禍における地域包括支援センターの役割の重要性が確認されております。具体的な活動については、公園体操を継続し、市民への情報提供を行っております。 ②ワクチン接種の申込み等で困っている高齢の方々については、地域包括支援センターが関わっている対象者には個別の相談・支援を行っております。また、地域包括支援センターに相談に来所された方についても、個々の事情に応じた申込みや問い合わせ等電話での支援を行っております。
8	地域包括支援センターごとの配置職員数の配置人数の基準は何ですか。	地域包括支援センターごとの職員配置の基準につきましては、介護保険法施行規則及び「藤沢市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」において、担当する区域における第1号被保険者(介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下「高齢者人口」という。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに配置する常勤の専門職職員数を3人とし、高齢者人口6,000人を超える地区につきましては、藤沢市独自に高齢者人口200人ごとに専門職0.1人を加算し、その他に事務職員1人分の配置が可能となるよう人員拡充に努めております。
9	今後も相談件数等、業務量に対応する職員数の確保について継続的にご検討いただければと思います。また、裏面の4・介護予防給付管理件数について、基本チェックリストの「該当」とはどのような意味か再度ご説明いただけます。	基本チェックリストは、日常生活関連動作、運動器の機能、低栄養状態かどうか、口腔機能、閉じこもり、認知機能、うつがあるかどうか、の25項目からなる質問に対し「はい」「いいえ」で答えるもので、その項目が一定の基準を満たすと「該当」となり、事業対象に該当と判定されます。事業対象に該当すると介護予防・日常生活支援総合事業の中の「介護予防・生活支援サービス事業(訪問型サービス、通所型サービス)」をご利用いただくことができます。

ご意見	相談の方法で訪問や来所が減少しているのは、コロナ自粛で外出を控えている方が多かったのだろう。CSWなど地域との連携が進んでいるのはとても良い事だと思う。	
ご意見	相談件数と配置職員数を比較すると、職員数が少ないセンターが見られます。他の要素も関係するとは思いますが、職員数のバランスをとるようにしていただけるとよいと思います。	
ご意見	3の相談内容内訳(延)で、項目「認知症」から下段以降の方が、数そのものは少ないが、重大な案件が多いのではと思う。上段は、お願いごとの件数が多いのでは。よって、下段の方が要注意と思われる。	
ご意見	高齢者人口の増加、介護認定数も増えており、幅広い相談内容となっている為、対応できる専門性を持つ職員の配置が必要になっていると感じます。	
ご意見	市社協では、まずはお話をうかがい、ご本人と一緒に考えていくというスタンスで、CSWの配置を進めてまいりました。おかげ様で、2020年度には、湘南台・藤沢地区に置くことができ、13地区すべてに配置することができました。CSWが広くお受けしているご相談は地域包括支援センターをはじめとする専門機関におつなぎすることも多く、相互連携を希望します。	

議題(4) 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務委託可能な居宅介護支援事業所の承認【資料4】

項目	質問等	回答
	質問なし	

議題(5) 令和3年度地域密着型サービス事業所の整備・運営事業者の募集【資料5】

項目	質問等	回答
10	<p>基本的な内容で申し訳ありませんが、看護小規模多機能型居宅介護において、サテライト型事業所が必要な背景は、どのような場合でしょうか。また、機能的な内容は同じでしょうか。</p>	<p>看護小規模多機能型居宅介護のニーズは高く、サービスの提供量を増やす必要があります。新規参入に限らず、既存事業所のサテライト型事業所の整備を進めることで、改善を図ります。本体事業所もサテライト型事業所も機能は同じです。</p>
ご意見	<p>施設が足りないのも深刻ですが、介護職員がいない方がもっと深刻です。しかし、裏では派遣会社が相当数の人材を抱えているのが実態です。これも問題です。</p>	
ご意見	<p>藤沢市の高齢者人口に対して、設置数が少ない為、今後増設が必要と考えます。特に定期巡回・随時対応型訪問介護看護の設置が早急に必要と考えます。</p>	

議題(6) 第7期計画の進捗状況(給付費等)【資料6】

項目	質問等	回答
11	<p>①ケアプラン点検事業の活用が述べられているが、その対象者ケアマネへの定期的な教育研修等能力向上の機会は与えられていますか。資料8の2(3)項がこれにあたるのでしょうか。</p> <p>②第7期で定期巡回随時対応型事業所への応募が無く、第8期で再度公募を行っていますが、なぜ応募がなかったのか、理由分析等の結果とその対応策はどのようなものなのでしょうか。</p>	<p>①対象となったケアマネについては、ケアプラン点検事業の中でフィードバックを行い、資質向上を図っています。また、資料8の補助金については、ケアプラン点検の対象となったケアマネに限らず、キャリアアップを目指す方などを対象としています。</p> <p>②慢性的に訪問介護人材が不足していることが主たる原因と考えられます。第8期では、第7期に比べ募集期間を1か月長く設定し、補助金を活用しない場合に申請による指定を行う対応をしています。</p>
12	<p>①夜間対応型訪問介護の給付全額(D17-n)がR2年は県平均の約半分、全国平均の約4割とかなり低額になっているが、その原因は何でしょうか。</p> <p>②また、上記の給付金が低額であることの評価をうかがいたい。</p>	<p>①夜間対応型訪問介護の給付費の主な算定項目は、月額の基本夜間対応型訪問介護費、利用ごとにかかる定期巡回サービス費・随時訪問サービス費です。給付費の内訳について利用者のレセプトを確認したところ、主な算定項目のうち基本夜間対応型訪問介護費のみの方が約8割でした。全国平均等の給付費の内訳が確認できないため比較できませんが、実際利用した場合にかかるサービス費の差が原因と考えられます。</p> <p>②上記のとおりであるため、給付費が全国平均等と比較して低額でも問題ないと評価しています。</p>
13	<p>資料6-1 施設整備が進んだことで、待機者が微減とありますが、施設整備が進んだことで職員確保が難しくなったという事案はありませんか。</p>	<p>施設整備が進んだことにより職員確保が難しくなったという相談等は今のところありません。令和3年4月に開所した施設も採用計画どおりに職員が確保できていると報告を受けております。</p>
ご意見	<p>最終資料総括表の給付費の実績値については、コロナの影響により施設におけるサービスを控え、在宅でのサービスが伸びていると思われます。(通所系の利用が減少、訪問系が伸びている)例年にはない特殊な事情のため、計画との差異があると思われます。</p>	
ご意見	<p>計画の進捗状況を見て、神奈川県・全国平均と比べてみると、藤沢市としての問題点が浮き彫りになる。ただ、比較するだけでなく藤沢には藤沢の特長があることを考えて、問題点の考察が必要だろう。在宅生活を包括的に支えるために第7期計画では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の募集をしているが、応募がなかったのは残念です。</p>	

ご意見	細かくより詳しくデータが取れているので、この数値を有効に活用し、見極めていくことが大事と思います。	
ご意見	需要と供給のバランスがサービスによって偏りがあることが明確である。どの事業においても、人材不足が顕著であり、今後の高齢者増加に対応できる事業整備が求められると考える。	

議題(7) ケアプラン点検事業について【資料7】

項目	質問等	回答
14	3(2)項、総括にある9割以上が適正であったとのことですが、54件の内5件程度が不適正であったと理解できます。具体的には、どの様な内容でしたでしょうか。この5件程度の不適正事項への改善策として、4項の課題が示されているとの理解で宜しいでしょうか。	<p>本件にいう適正ではなかったケアプランは、再考が必要なケースをいいます。内容については、例えば居宅療養管理指導の再考等サービス利用の可否について再検討を必要とするものでした。再考とした全ての介護支援専門員は、点検結果を踏まえた上でケアプラン等を修正し、後日報告をいただいています。</p> <p>4項にある課題5点は、再考が必要なケースを含めた点検全件を踏まえての共通の課題として挙げているものです。</p>
15	介護支援専門員の方々の反応はどうか。市として把握していることがあれば教えてください。	<p>ケアプラン点検後にアンケートをとっており、点検対象者の全員が点検を受けたことで新たな気づきが得られたと回答しています。気づきが得られた分野としては、「ケアプランの表現方法や考え方」が最も多く、次いで「アセスメントのあり方や視点」となっています。また、介護支援専門員在籍1名の事業所については、評価等される機会が少ないことから、当該事業を通じてケアプランの考え方や作成について見直すきっかけとなった旨ご意見いただいています。</p>
16	<p>説明資料には、本事業はケアマネジメントのプロセスを踏まえた自立支援に資する根拠の明らかなケアプランとなっているかを点検しているとあるが、資料7の2実施方法にある厚生労働省の「ケアプラン点検支援マニュアル」は、平成20年度に改定されたもので13年前のもので現在状況に即していない部分があるのではないかと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>自立度維持、介護予防重度化防止という観点も介護度の低い認定者のケアプランには重要と思われるが、ケアプラン点検ではそのような視点でのチェックは行われているのでしょうか。</p>	<p>当該マニュアルは平成20年度に作成されたものですが、その内容はケアプラン作成における基本的事項を示したものになっています。</p> <p>本市では、当該マニュアルを使用しつつも、補完的なものとして、プランの統一性と質の向上を目的に、独自に「居宅ケアプランの基本的な考え方と書き方」を作成しています。</p> <p>対象者として、介護度の低い被保険者に対するケアプランは重要という認識を持っていることから、比較的介護度が低いにも関わらず支給限度額に対する平均利用率が高い被保険者を抽出して点検をしています。</p>
ご意見	新しい事業なので委託に任せっぱなしにしないで、ケアマネだけでなく、しっかりと受託者も管理して頂きたい。	
ご意見	資質の向上を目標としており、点検を受けることで、わかりやすく、また自立支援に向けての個別性や具体的な表記を学び、質の高いケアプランの立案につながると考えます。	

議題(8) 介護人材育成支援事業について【資料8】

項目	質問等	回答
17	2(4)項「介護のしごと出前授業」は、継続事業ですが、過去の事業の効果内容はまとめられていますか。その内容の効果評価はどのようなものでしたでしょうか。	<p>令和2年度は2校で実施し、ともに2学年それぞれ263人・144人の生徒を対象に実施しました。また今年度においても既に1校で実施しており、3学年136人を対象に授業を行っています。</p> <p>授業終了後、中学校からのアンケート回答では、実際に人の役に立ちたいという気持ちを持って介護施設で働いている職員から授業は、生徒の将来の幅を広げるきっかけになった等の評価をいただいています。</p>
18	<p>①介護職員の確保や育成・定着に際して、これまで何が大きな課題であったと考えているかについてお聞かせください。</p> <p>②また、事業のうちどれを重視しているかも教えてください。</p>	<p>①介護業界が慢性的な人手不足である理由としては全国的な働き手の不足、高齢化率の上昇や介護職員の賃金の低さなど、様々な要因が考えられますが、業界としてマイナスなイメージを持たれているという点、どのような仕事なのかが外部からは見えにくい点が根底にあると考えています。</p> <p>市といたしましては、このような介護業界に対するイメージを払しょくすべく、中学生に対する出前授業や、求職者に対する職場見学、研修事業等を実施、検討しております。</p> <p>(補足)</p> <p>■介護保険制度が開始した2000年(平成12年)から2020年(令和2年)までの20年間に、65歳以上人口は52,035人から107,241人へ倍増した一方、生産年齢人口は271,632人から272,953人と変動がありません。</p> <p>■2021年4月時点での有効求人倍率は、全産業平均0.98に対し、介護サービス業は2.83となっており、需給ギャップが発生しています。</p> <p>②各事業で持つ視点が異なるため、一概にどの事業を重視しているとは言えませんが、前述のような新規人材の流入が叶わなければ、根本的な人材不足の解消は期待できないと考えております。</p>
19	<p>主な事業のこれまでの実績を教えてください。</p>	<p>介護職員等研修受講料助成事業 令和2年度実績7人／令和3年度実績5人</p> <p>外国人介護職員受入支援事業 令和2年度実績2事業所／令和3年度実績5事業所</p> <p>キャリアアップ研修支援事業 令和3年度実績5事業所</p> <p>介護のしごと出前授業 令和2年度実績2校／令和3年度実績1校</p>

ご意見	介護サービス事業所の職員の確保は、大事な事業。人材育成支援については、今後全体的に支援の拡充を進め、人材の確保を積極的に進めるべきだと思う。	
ご意見	人の確保が厳しくなる中、これからも継続的に人材確保についてお取り組みいただきますよう、宜しくお願いいたします。	
ご意見	(6)介護事業所見学&しごと相談会(バスツアー)【継続】と(7)介護の入門的研修【新規】は、両方をまとめて実施してください。あわせて、(5)介護の職場体験【新規】に期待します。	
ご意見	人材不足の深刻な状況が続いている為、支援事業は必須と考えます。	

議題(9) 窓口業務等協働事業について【資料9】

項目	質問等	回答
20	<p>①導入効果は、費用以外に如何でしょうか。</p> <p>②月次報告含め新たな業務改善提案等具体的な効果は、見えてきていますでしょうか。</p> <p>③事業者の内部監査項目や監査者について吟味されていますでしょうか。</p>	<p>①費用以外の導入効果についてですが、窓口業務等を委託することで生みだされた職員を体制強化部門へ配置し、市として必要な施策へ注力することにより、中長期的な視点において市民サービスの維持・向上に寄与することが見込まれると考えております。</p> <p>②現在、まずは事業者が第1期として委託した業務内容を正確に、遅滞なく行っているか月報等で確認している状況です。ご質問の「新たな業務改善提案等具体的な効果」については、第1期として委託した業務に対する事業者の習熟度が上がったのちに、事業者の持つノウハウが発揮され、効果が見えてくるものと考えております。</p> <p>③事業者による内部監査については、前年度に実施した実施設計業務委託の成果品として提出された運営管理マニュアルの中で定めております。その内部監査の内容は事業者が他自治体での経験等を活かしてまとめ、かつ、先行して窓口業務委託を開始している保険年金課でも同様の内容での内部監査を実施していますので、一定のレベルにあるものと考えております。</p>
21	<p>現在、藤沢市が行っている窓口業務等協働事業は、他の自治体でも行われているのか、藤沢市独自なのか教えてください。</p>	<p>窓口業務の民間委託については、藤沢市独自の施策ではなく、総務省において、関係府省等と連携し、民間委託可能な範囲や民間委託における労働法令上の留意点等を整理し「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」をとりまとめるなど、様々な環境整備を行っているところです。</p> <p>ちなみに、総務省が公表しているデータベースによりますと、令和元年5月1日時点の情報となりますが、県内では5つの市が介護保険に関する窓口業務を民間に委託しています。</p>
ご意見	<p>窓口業務等協働事業については、令和4年度からかなりの業務が委託されることになっているが、令和3年度における業務状況はどうだったのか、チェックをしていく事が大事になる。</p>	
ご意見	<p>当連絡会のOB会員や現役会員でも、協力できる事は実施していきたい。</p>	
ご意見	<p>人員確保は必要と思いますが、トラブル予防の為、制度や業務内容の事前教育の徹底をお願いしたいところです。</p>	

議題(11) 地域密着型サービス事業者等の指定状況【資料10】 (非公開)

項目	質問等	回答
----	-----	----